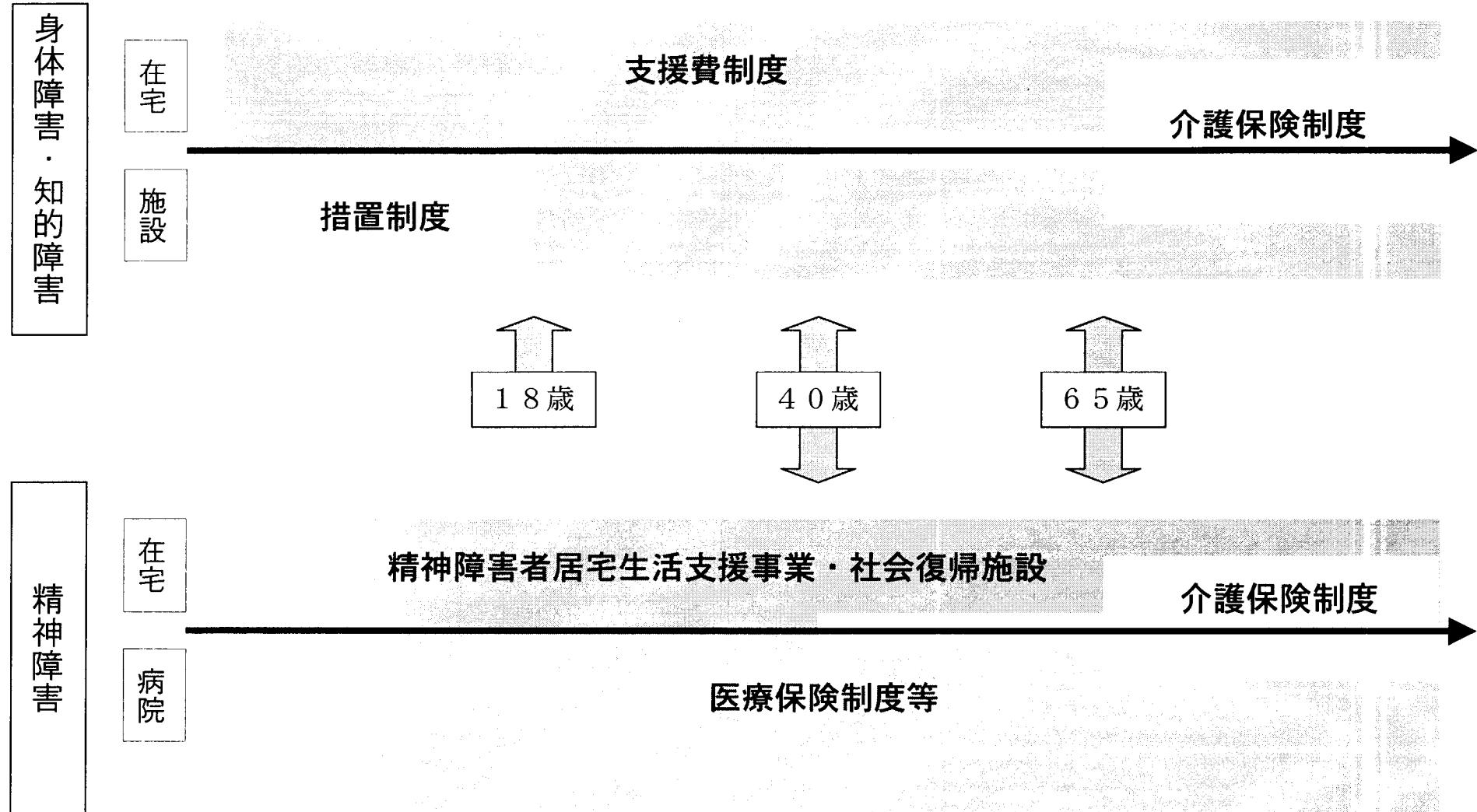


(参考3)

人的サービスに係る制度の現状



社会保障審議会障害者部会の 中間的な取りまとめ(抄)

(参考4)

■ 1 基本的な方向性

- 現行の障害保健福祉施策は、障害種別や年齢により、支援費制度、措置制度などが組み合わさっているが、福祉サービスや就労支援等に関する制度的な枠組みについては、障害特性に配慮しつつも、基本的に三障害共通の枠組みとすべき。

■ 2 障害者の自立支援のための保健福祉施策の 体系の在り方

(1) ライフステージ等に応じたサービス提供

- これまで必ずしも施策の対象となってこなかった発達障害、高次脳機能障害についても総合的な支援に取り組んでいくことが必要。
- 福祉施設については、様々な施設類型があるが、実態を見ると違いがわかりにくくなってしまっており、施設の果たしている機能に着目した整理が必要。
- 施設の機能をきめ細やかに整理して、各機能のサービスをどの地域でも受けられるようにすることが重要。

(2) 就労支援

- 本人の意欲と能力に応じて就労できるよう、評価、相談、調整の支援の機能を位置づけることが重要。
- 一律に一般就労へ移行するのではなく、一般就労につながらないが働きたい人たちのための働き方を検討することが必要。
- 就労困難な障害者についても、自己実現及び社会貢献のための何らかの働く場や日中活動の場が必要であり、通所の利便を考えると、小規模なものが多く必要。

(3) 住まいの確保

- グループホームなどの充実を図ることに加え、公営住宅や一般住宅への単身入居等も念頭においた施策への取組が必要。

■ 3 ケアマネジメント等の在り方

- 障害者の生活を支え、自立と社会参加を進める観点からの総合的なケアマネジメントの制度化を図るべき。

■ 4 サービスの計画的な整備と財源（配分）の在り方

- 市町村障害者計画に精神障害者も含めた三障害の記述をするほか、数値目標を義務付けることが必要。
- 公費を財源としたサービスの配分の在り方や支給量の決定などに関する基準をより明確に導入するべき。

■ 5 今後の障害保健福祉施策に係る制度の在り方に について

(1) 障害保健福祉施策全体の在り方

- 支援費制度をはじめとする障害保健福祉施策については、様々な観点から施策の在り方を見直すことが必要。
- いかに市町村がその地域の特性に対応して主体的に障害保健福祉行政を進めていくことのできる施策体系や制度を整備するかが大変重要。
- 障害種別、年齢、疾病等に関わりなく、同じ地域に住まう一人の住民として等しく安心して暮らせるように支え合うという地域福祉の考え方方が重要。

(2) 新たな障害保健福祉施策と介護保険との関係

- 現行制度について当面の制度改善を図りつつも、国民の共同連帯の考え方に基づいており、また、給付と負担のルールが明確である介護保険制度の仕組みを活用することは、現実的な選択肢の一つとして広く国民の間で議論されるべき。
- 介護保険制度とそれ以外の障害者サービス等とを組み合わせて、総合的かつ弾力的な支援体制を整備することが必要。
- 介護保険制度の仕組みを活用することについては、障害特性に配慮した仕組みとなるかどうか等について課題や懸念が示されており、これらについて十分検討しその内容を明らかにするとともに適切に対応することが必要。
- 今後、障害者、医療保険関係者をはじめ多くの関係者の意見を十分聴いて検討を進める必要があるとともに、市町村と十分協議することが必要。
- 介護保険制度の仕組みを活用することを含め障害保健福祉施策をどうするかについては、今後、国民一人ひとりが「障害」の問題を、他人事としてではなく、自分に関係のある問題であるとの認識に立ち、広く議論が行われ、その理解と協力が得られることを期待。

支援費を取り巻く状況

I 三位一体の改革

○ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(平成15年6月閣議決定)

平成18年度までにおいて、国庫補助負担金については、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。

○ 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(平成16年6月4日閣議決定)

平成18年度までの改革の全体像については、平成16年秋に明らかにし、年末に決定する。

平成17年度及び平成18年度に3兆円程度の国庫補助負担金改革を行う。税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

II 介護保険制度の見直しとの関係

(1) 介護保険法

○ 介護保険法附則第2条

介護保険制度については、要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配意し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金(その納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料(地方税法の規定により徴収する国民健康保険税を含む。)又は掛金を含む。)の負担の在り方を含め、この法律の施行後5年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

(2) 地方公共団体の意見

○ 全国市長会議

障害者施策との統合については、慎重を期すること。

○ 介護保険制度の見直しに向けた東京都からの提案

被保険者範囲の拡大及び障害者福祉との統合についての東京都の見解は、

- ・ 介護保険制度及び支援費制度の理念を発展させる観点から、被保険者の範囲拡大及び障害者福祉との統合について、広く国民の理解を得るための十分な議論が必要
- ・ 被保険者の範囲拡大及び障害者福祉との統合の実現には困難な課題が山積しており、これらを実現する場合には、十分な準備期間を確保すべき

(3) 経済団体の意見

- 日本経済団体連合会の「介護保険制度の改革についての意見」

被保険者年齢を引き下げて保険料負担者の枠を広げることには極めて慎重であるべきである。

介護保険制度と障害者福祉施策との統合問題については、現行の支援費制度など障害者福祉施策の改革を優先すべきである。

(4) 労働団体の意見

- 連合の「介護保険制度改革への連合の対応方針」

介護とは、高齢者特有のニーズではなく、疾病や交通事故などによる後遺症でも必要となるものであり、本来は年齢や事由を問うものではない。

障害者(児)の自立支援においても介護サービスが重要な役割を担うため、介護保険制度の見直しにあたっては、介護ニーズを社会全体で支え、あらゆる地域の人の地域生活と社会参加を補償するという、社会連帯に基づいた改革でなければならない。

○ 地方六団体からの意見 「国庫補助負担金等に関する改革案」(平成16年8月19日)

障害者施策のうち移管が提案されている主な事務事業

- ・ 障害者施設、精神病院等の整備
- ・ 障害児施設の運営費
- ・ 障害者施設の運営(小規模通所授産施設、福祉工場等)
- ・ 重症心身障害児(者)通園事業
- ・ 精神科救急医療システム整備事業
- ・ 障害者の社会参加推進施策及び自立支援推進施策
(生活訓練、コミュニケーション手段の確保等)

障害者施策のうち移管が提案されていない主な事務事業

・ 障害者施設支援費	約2,850億円
・ 障害者更生医療費	約210億円
・ 身体障害児医療費	約80億円
・ 特別障害者手当負担金	約350億円
・ 精神障害者の医療費	約520億円
・ 障害者ヘルパー等事業費	約360億円
・ 障害者在宅支援事業費	約220億円
・ 身体障害者デイサービス事	約80億円
・ 精神障害者社会復帰施設運	約90億円

障害保健福祉関係の補助負担金に係る 地方六団体の提案内容の概要

		身体障害	知的障害	障害児	精神障害	17年度 概算要求額
支援費等	在宅	存置	存置	存置	存置	894億円
	施設	存置	存置	移譲 (753億円)	存置	3,947億円 (753億円)
医療費		存置	存置	存置	存置	748億円
施設整備費		移譲 (1,488億円)			※交付金を含む。 1,488億円 (1,488億円)	
その他 事業	就労支 援	移譲 (61億円)	—	存置	92億円 (61億円)	
	手当、 補装具 等	存置			591億円	
	その他	移譲 (195億円)			236億円 (195億円)	
		合計(障害保健福祉部所管分) ※施設整備費を除く			6,508億円 (1,009億円)	

(注) 金額は関連予算全体の額。カッコ内の金額は、移譲される額。

障害者施策の今後の基本的方向

※ 支援費制度の見直しに加えて、以下の課題について改革を検討中

1 地域生活支援

- ・施設体系の見直し
- ・障害者ケアマネジメントの制度化

2 就労支援

- ・施設体系の見直し
- ・福祉施策と雇用施策の連携強化

障害者の就労支援に関する省内検討会議報告

基本的考え方

- 障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に基づき、障害者が地域で自立した生活を支援していくことは、厚生労働省として極めて重要な政策課題であり、この障害者の地域生活を支える重要な柱の一つが「就労支援」である。
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（骨太方針2004）においても「障害者の雇用・就労、自立を支援するため、在宅就労や地域における就労の支援、精神障害者の雇用促進、地域生活支援のためのハード・ソフトを含めた基盤整備等の施策について法的整備を含め充実強化を図る」とされたところである。
- 今後、これらの方針に基づき、福祉施設の体系の見直しや就労支援施策の充実強化を図ることにより、障害者が働く意欲と能力を高められるように支援するとともに、その意欲と能力に応じて働くようにしていくことが重要である。

- このため、福祉部門と雇用部門の連続性を確保し、福祉部門から一般就労への移行を円滑に行えるようにするとともに、障害者が自らの職業生活を設計・選択し、キャリア形成を図ることを支援する。
- このように、障害者が意欲と能力に応じて働くという観点に立って、授産施設等の福祉施設の体系を、その果たしている機能に着目して見直し、①一般就労に向けた支援を行う類型、②就労が困難な者が日中活動を行う類型、③企業での雇用が困難な者が一定の支援のもとで就労する類型の3類型とする。
- また、精神障害者に対する雇用率適用、在宅就業の支援、地域における就労の支援など、多様な働く場を確保するための施策の充実・強化を図るとともに、労働市場におけるミスマッチ解消、就職後のフォローアップ等による就労の安定・継続等の施策を強化するほか、離職した場合の再挑戦を可能とする施策の充実を図る。
- 以上について、法的整備を含めその充実強化を図る。